

令和3年度第5回御船町議会定例会（9月会議） 議事日程（第6号）

令和3年9月17日

午前10時00分開会

1 議事日程

- 第1 議案第17号 令和3年度御船町一般会計補正予算（第6号）について
- 第2 議案第18号 令和3年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第3 議案第19号 令和3年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第4 議案第20号 令和3年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第5 議案第21号 令和3年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第6 議案第22号 令和3年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第7 議案第23号 令和3年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 追加日程第1 陳情第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 追加日程第2 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

- | | |
|---------------|--------------|
| 1番 中城 峯 雄 君 | 2番 井 藤 はづき 君 |
| 3番 宮 川 一 幸 君 | 4番 福 本 悟 君 |
| 5番 田 上 英 司 君 | 6番 増 田 安 至 君 |
| 7番 森 田 優 二 君 | 8番 岩 永 宏 介 君 |
| 9番 福 永 啓 君 | 10番 田 上 忍 君 |
| 11番 藤 川 博 和 君 | 12番 清 水 聖 君 |
| 14番 池 田 浩 二 君 | |

3 欠席議員（1人）

13番 井本 昭光 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本田 隆裕 君

5 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	宮本 正 君
教 育 長	上杉 奈緒子 君	総 務 課 長	野口 壮一 君
企画財政課長	坂本 幸喜 君	町民税務課長	畑野 英樹 君
福祉課長	西橋 静香 君	こども未来課長	沖 勝久 君
健康づくり保険課長	作田 豊明 君	農業振興課長	井上 辰弥 君
商工観光課長	鶴野 修一 君	建設課長	島田 誠也 君
環境保全課長	田中 智徳 君	会計管理者	宮崎 尚文 君
学校教育課長	西本 和美 君	社会教育課長	緒方 良成 君
監 査 委 員	吉川 勲 君		

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第17号 令和3年度御船町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（池田浩二君） それでは、日程第1、議案第17号、「令和3年度御船町一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（福本 悟君） 2点について伺います。まずは、1点目です。一般質問でも出ましたように、通学路の安全点検の関係でお尋ねをしたいと思います。説明書の9ページと、同じく説明書の51ページになります。1つは、2款の交通安全対策費の中で、注意喚起の標

識ということで29万円程度お金が出ています。それと、51ページで、町道関係の要望箇所ということで上がっていますが、まずこの9ページの注意喚起を見ると通学路安全点検の結果を受けて、ということで表記はなっていますので、お尋ねしたいのが、この通学路の点検、どのような結果が出て、今回この注意喚起の看板のみと、この建設課の、そのあたりの、建設課が関連するのか、少し詳しく説明を求めたいと思います。

○学校教育課長（西本和美君） まず、通学路安全点検の結果についてですが、大変申し訳ありません。現在取りまとめを行っております、最終的な改修の方向等というのは、もう少し時間がかかるような状況にあります。

○総務課長（野口壮一君） 2款の交通安全対策費で今回注意喚起用の標識の設置工事ということで上げております。この通学路安全点検というのは毎年実施をされている中で、一般質問でもありましたように、高山中央線の狭小になっているところあたりは、以前から把握ができていたというところが1つです。

それから、千葉県八街市での事故がありまして、庁内協議を行いました。対策として、ハード面、ソフト面の対策があるということで、まずはこういうソフト面から対応していこうということで、ドライバーへの注意喚起ということで、まずは注意喚起を促す看板の設置あたりを今回補正予算として計上しております。

○4番（福本 悟君） 大変すみません。私、勘違いをしていました。この9ページの表記を見ると通学路の安全点検の結果を受けてということですので、先般の通学路安全点検を終えて、多分いろいろな結果が、まとめをされまして今回は早急に大掛かりな工事は必要なく、注意喚起のみの要望ということで理解をしていました。先ほど、西本課長から、まだ結果がまとまっていないということですので、こちらについては早急にまとめをしていただいて、いち早く安全対策には取り組んでいただきたいと思います。

それと、次の質問になりますけれども、説明書の37ページ、4款、水道費の18節、負担金補助及び交付金の中で、今回、粒麦のほうで滅菌器の修繕ということで18万9,000円ほど予算が要求されています。今回は、これは既存の滅菌器があつて、故障ということで入替えではなくて、部分的な修繕ということで理解をしていいですか。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

この地区は、当初、平成9年度に滅菌器を設置してありましたが、今年度調べた結果使えないということで、滅菌器の機械自体取替え修繕と、機械自体を取り替えると

いうこととなります。

○4番（福本 悟君） 機械の入替えということですね。はい、わかりました。終わります。

○7番（森田優二君） 説明書の3ページ、ここに企業版のふるさと納税の寄附金が出ております。まず、この企業版のふるさと納税、これについて説明をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。歳入予算書の3ページですね。はい、わかりました。

今回、企業版ふるさと納税寄附金300万円ここに計上させていただいております。これは、国が認定した地方公共団体の地方創生まち・ひと・しごとの総合戦略です。総合戦略で掲げたプロジェクトに対しまして、企業が寄附を行った場合は法人関係税が最大9割控除されます。実質的に企業の負担が約1割、企業のメリットが非常に大きく、地方公共団体も地方創生のさらなる充実、そして強化に向けて地方への資金の流れを飛躍的に高めることができるものであります。

○7番（森田優二君） 説明の中で、地方創生総合戦略に掲げた施策、御船高校との連携強化、これに対しての寄附金という説明がありますけれども、これはどういった目的か、そこを詳しく説明をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

企業が町と御船高校との連携強化、地方創生総合戦略の中にそういう施策を設けております。それに対しまして、御船高校の発展に寄与するような取組みに活用してほしいとの趣旨で、北九州の企業が300万円を御船町に寄附されたということです。

○7番（森田優二君） それでは、企業版と一般のふるさと納税の違いはどういうところですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、通常のふるさと納税は、御船町を応援したい個人が町に寄附するものであります。個人に対する寄附控除が行われる仕組みとなっております。町から、寄附額に応じまして返礼品を受け取れることができるものであります。

一方で、この企業版ふるさと納税につきましては、この名前のおりです。企業が町の地方創生総合戦略に掲げた事業に対しまして、自治体への寄附を行うものです。寄附を行った企業は、さっき言いました法人税が控除されるという仕組みとなっております。

○7番（森田優二君） 一番のメリットは法人税が9割免除されているというところが一番で

すかね。はい、わかりました。

次に、歳出の説明書の6ページです。ここに御船高校応援支援金400万円が出ております。これについて、説明をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今、御船町は幼稚園、保育園そして小・中学校、高校、大学と全ての教育機関を有しています。その利点を最大限に生かして、特色ある教育体制を充実するために、小・中学校だけではなく高校、大学に対しても、町が積極的に支援を行い、学校の枠を超えた交流とか連携体制を構築していく必要があると今考えております。御船高校の生徒数は少子化の影響もあって、年々減少傾向にあると伺っております。御船高校は単に県立高校であるというだけではなく、御船町にとって貴重な地域資源でもあります。特に、御船高校は、今現在、音楽、芸術の分野においても生徒たちの活躍が目覚ましく、そういった将来を担う子どもたちを育成していくことは町の役割であると考えております。

また、本年は御船高校が100周年を迎える節目の年であることから、町としてもこの機会を通じて支援を行っていききたいということで、さっき言いましたふるさと納税300万円、それに町の財源100万円を足しまして400万円を今回御船高校に補助するものであります。

○7番（森田優二君） 補助金として支援されると思いますけれども、高校側は、この補助金をどういうふうに使いたいというか、そういう話はできておりますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

この企業からの意向を受けまして、御船高校と今まで協議をずっと行ってまいりました。本年、先ほど言いましたように、御船高校の100周年ということもありまして、御船高校に対しましていろいろ協議をした結果、御船高校から音楽関係、特にグランドピアノを支援してほしいという話がありましたので、そのピアノを、御船高校で見積書あたりも全部作成してもらいまして、取り寄せてもらいまして、その金額、グランドピアノ一式関係で大体400万円ぐらいかかるということで、この400万円を決定しております。

○7番（森田優二君） 実は、私も100周年の実行委員会に入っております。やはりなかなか県立高校ですけれども、こういった楽器等は買ってくれないという、そういう要望の中で、同窓会もいろいろ考えておりました。町からそういう子どもたちのための支援ということでもらえるということは大変いいことだし、また学校もというよりも子どもたちが喜んだと思います。今後とも、子どもたちの支援はどんどんやっていっていただきたいと思っております。

次に、42ページ、ここに水利施設等保全高度化事業費負担金ということで出ておりますけれども、この説明を見ると、事業費が1,800万円から倍に上がっております。そういったところでの負担金増と思いますけれども、この上がっている内容はどういうことで上がったのでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらは、糸田堰土地改良区で行われます水利の透視工工事に伴います負担金になりますが、こちらにつきましては、当初計画されておりました今年度の調査設計の事業費が、何か誤りがあって倍額になっていると聞いております。

○7番（森田優二君） 詳細についてはわからないということですよ。はい、いいです。

次に、53ページ、工事請負費が出ております。この場所はどこらあたりになりますか。

○建設課長（島田誠也君） 115番の工事請負費の場所ですよろしいでしょうか。はい。

一応、木倉地区の水路の改修ということで今回予算を計上させていただいております。こちらにつきましては、JAのガソリンスタンド裏の町道の山王原線の間付近に、河地様のお宅がございますが、そちらの横の水路の部分、山王原線から国道445号線までの区間の水路の改修工事ということになります。

○7番（森田優二君） 今、御船町役場周辺、ここは内水被害がかなり起きています。8月の豪雨のときも、短時間でしたけれども、すぐ目抜井手のところが床上浸水をしたということで、そういう話も聞いております。ただ、やはり下流のほうからしてこんと問題解決にはならないと思うんですよ。今、ここをしたけんどうのこうではなくて、それよりも、私としては下流側から何で計画をしないかなというのが一番不思議になります。

目抜井手の交差点のすぐ下です。井島自動車の裏になりますけれども、あそこは見ると、泥がかなり堆積しております。やはりあの用水を、用水になるのかな、目抜井手も、泥を取ってしまうとかなり流れもよくなると思います。やはりどう考えても、下のほうからしてくるのが当然だと思いますけれども。そういったところの計画はどういうふうになりますか。

○建設課長（島田誠也君） まず、今回の水路の改修につきましては、令和元年度に、JA裏あたりの住宅の造成地がかなり建ち並びまして、そちらのほうの浸水被害があったということで、山王原に架かっているボックスの改修と併せて水路の改修を行うこととしており

ます。

議員がおっしゃるとおり、下流のほうから整備を進めなければ意味がないという御指摘もごもっともだと思います。今回、当然この前の8月の豪雨の前に、西往還地区の浸水被害もあっております。あそこのボックスあたりが小さくなっているというのも1つの原因かと思っております。また、その先のしゅんせつあたりも、水路の管理も井島自動車横の水路になると、土地改良区の管理、手前になると御船町の管理という状況もございます。土地改良区あたりとも相談をしながら、今年度策定しております雨水総合管理計画で今後の対応の方向についても示されると思いますので、そういったことも検討に入れながら対応をしてみたいと考えております。

○7番（森田優二君） 正直言って、この後木倉小学校の南側に30数戸の土地区画の計画も一応計画されております。そしたら、そこからの水もかなり今のところに来ると思います。するのに反対じゃないんですよ。ただそういうことも考えると、やはりそこだけしても、言うなれば全然内水被害には関係ないと、関係ないことはないけれども、そういうふうに思うんですよね。だから、ぜひともやはり下流からの計画を立てて、そして早急にしないと、その内水被害は解決しないと思います。そういったことでよろしく願いしておきます。

○10番（田上 忍君） 先ほどの福本議員の続きになりますが、37ページに粒麦地区の飲み水の件がありますが、今回補正予算が出ているということは、この後でその除菌器はチェンジということになると思いますが、それまでは生水は飲めないということで、これはいったん煮沸してから使うということになっているのでしょうか。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

一応、区長に飲み水は飲めないということはないんですけれども、一応、前担当者からカルキの使用なり煮沸、沸かして使ってくださいと。実際は、前にお話を伺っていたんですけれども、お話を聞いたのが6月で、要望書が出るのが7月末ぐらいになって、9月補正となっていますけれども、それまでは沸かしていただいたりカルキというお話は区長にもしておりますので。

あと、今後はこの滅菌器の交換・修繕した後も、悪いところがあるということであれば、ちょっとお話を聞きましたので、そちらのほうにも耳を傾けながら対応していきたいと思っております。

○10番（田上 忍君） 飲み水については、一番重要なものだと思います。ですから、こうやって補正で上げるのも1つですけども、もっと臨機応変に専決処分でやるなり何なりを考えていってほしいと思いますが、いかがですか。

○環境保全課長（田中智徳君） 教えていただいてありがとうございます。今後は、今のような、議員のお言葉のような形で町民になるだけ御迷惑がかからないような対応をしたいと思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） 1点について、お尋ねいたします。歳出説明書の49ページです。工事請負費で、野鳥の森内の道路路肩の復旧工事94万7,000円が計上されておりますが、野鳥の森のどのあたりの復旧工事でしょうか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

当該工事につきましては、高木の運動公園グラウンドから鳥獣保護センターへ続く道路の路肩部分が115メートルにかけて、雨水による浸食によって隣接する民地に法面部分ですけども、影響を及ぼしていると。このことから、雨水排水工事を行うものです。場所については、グラウンドから鳥獣保護センターに向かう道の法面部分になります。

○1番（中城峯雄君） その部分ですね、はい、わかりました。先日野鳥の森に行ってきましたが、いつもどおりボランティアの方が3名で草刈作業に汗を流しておられました。また、句碑、俳句の句碑の建設、これはボランティアの方がリーダーの方が自費で大理石で建てるということで、その作業をやっておられました。一緒に遊歩道を歩きましたけれども、遊歩道は、この前の大雨で凸凹になってはげている箇所がありますので、ボランティアの方が、作業は自分たちでやるから、生コンの支給だけは何とかならんかという相談がありましたので、御検討方、お願いします。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

野鳥の森の中の園路については、私どもも確認をしているところです。再度現地を確認いたしまして、またボランティアの方たちともお話をしまして、対応について協議をいたしたいと思います。

○9番（福永 啓君） 何点か質問いたします。まず最初に確認です。9番、先ほど福本議員からお話があった、通学路安全点検結果を受け注意喚起ということだったのですが、あの話がよくわからなかったのですが、今回のこの29万6,000円の注意喚起の看板設置という

のは、今回喫緊の通学路安全点検の結果を受け、まだ取りまとめはできていないが、取りあえずこれはしとかなければいけないということで立てた予算なのか、過去に行われた通学安全点検の結果を受けて、この予算を計上したのか。これはどちらですか。

○学校教育課長（西本和美君） 過去の部分も含めて、今回通学路安全点検の見直しを行っております。その中で、少なくとも点検はまだまとまっておりませんが、少なくともこの分については早目にとということで、お願いをしております。

○9番（福永 啓君） 今回及び過去の中で緊急性のあるものに関してまとまっていないんだけれども、取りあえず上げたということですね、はい、わかりました。

次、32ページ、風しんの抗体検査の返還金というのがございます。風しんの緊急風しん抗体、この間決算の中でもありましたが、大変受ける確率が低いということなんですが、これは、確認です。その年度に何年から何年まで、何年から何年までと決まっていますよね。そしてその申込みは何月何日まで申し込んでいただいて、受けていただいて、そこで受けなかった人はもうずっと、だから一生涯に1回しかチャンスがないという制度で、そこで受けなかった人は、このように返還金が出て、受けられなくなってしまうという制度ということで、よろしいでしょうか。

また、その期限を、取りあえずあと1回、何月何日から何月何日までの間ということをご案内もさせていただきます。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） お答えします。

昨日、宮川議員から質問がありましたけれども、令和元年から令和3年までの間、昭和37年7月2日から昭和54年の4月1日に生まれた方に対して、ここ3年間の通知を行われておりますので、昨日言いましたように、この方の受診率が13%と低かったものから、再度皆さん方に通知をしまして、この期間にしか補助はありませんので、今年にかけて勧奨してまいります。受けることは可能です。

○9番（福永 啓君） すみません。私がお聞きした制度というのは、制度自体が、例えば決まっていたよね、今年からは昭和37年から何年まで生まれの方を受けてくださいということが決まりました。それで、勧奨が来ました。でも、「ああ忘れとった。じゃあ来年受ければよかたい」というのが受けられる制度なのか否かですね。もしくは、今年の昭和37年から何年までの方々は、何月何日までに申し込めばいいというのを、来てはいるんですけど、ここはあらゆる手段を通して広報していきたいと思っておりますので、その制度についての

説明をお願いします。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） 今回、段階的に令和元年から行っておりますので、今議員がおっしゃいましたように期間を設けず、この期間、今年の令和3年3月31日まで、この受診を受けていただくように、今後勧奨を行います。

○9番（福永 啓君） そうしますと、男性の昭和37年以降ですか、その方過去に期限が来て切れている方も、今現在だったら申し込めば、この風しんの接種ができるということでしょうか。そのあたりです。制度上の話をちょっと、すみません。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） はい、受けられます。

○9番（福永 啓君） わかりました。とにかくそういうことですね。

次、37ページ、先ほど田上議員から質問があった、福本議員からも質問があった粒麦地区なんですけど、これはあくまでも滅菌器の補助、修理を行うということでありまして、議会で採択いたしましたのは、濁り水対策です。赤水が出よるけん飲まれんとか、そういうので、そこの浄水施設、それに対する整備をしてくださいと。整備だけではなくて、取りあえずそういう濁り水が生じないようにしてくださいということを議会としても採択した部分でありますけど、それに対する対応というのは、ちゃんとなされているのでしょうか。

○環境保全課長（田中智徳君） 一応、そこも含めて、あとは今回菌も出ましたので、その分の対応ということと、後は残りのほかの部分についても、修繕するべきところがあるみたいですので、またお話を伺いながら、その時期に補助金のほうは交付を考えていきたいと思えます。

○9番（福永 啓君） 採択から数年経っていますので、早急な対応を求めます。

続きまして51ページ、道路維持管理費、町道の伐採、側溝清掃追加のため。これも、御船町議会におきまして、町道の持続可能な維持管理方法を検討するようにと、また何をしようかという、そういう要望及び陳情の採択をしておりました。意見を付けてですね。それに対する対応なのか、何かこれについて御説明をお願いいたします。

○建設課長（島田誠也君） こちらの補正につきましては、各地区から要望が上がってきておりますものの、当初予算分では不足する部分について、今回補正を上げさせていただいているところであります。持続可能な町道の維持管理ということにつきましては、これまで各各地区に管理委託をお願いして、管理報償金等を支給するような形をやってきておりますが、なかなか高齢化等が進んで、各地区での管理する区間あたりも減少傾向にあるとい

うところがございます。切れなくなった部分を、今、町で管理をしていっているという状況もありますので、そういったところも含めて追加の補正をさせていただいたということになります。

○9番（福永 啓君） 管理委託金ですよね、1キロ当たり幾らとか。それを例えば倍増するなり3倍増するなり、それとこのように町として委託する方法論と、どちらがいいかなというところだとは思いますが、そういうものの比較検討をして、じゃあ、今回は報償金を上げるのではなくて、これにしようとなったのか。それとも、当初このように、今はこれを町でやるけど、将来的に、その管理報償金の制度については考えておくという方向性なのか。そのあたりをお話いただければと思うんですけど。

○建設課長（島田誠也君） 管理報償金を増やしてはどうかという御意見等もいただいたところではありますが、なかなか高齢化が進んでいる中で、人手不足という中で、お金が増えたから管理区域を増やしていくということはなかなか難しいのかなというふうに実感をしているところです。ただ、そういった御意見等も一部のほうから聞かれている声でもありますので、全体的にどうなのかということも含まれて、そういった管理報償金を引き上げることによって、委託に出す部分が減ってくるようであれば、そういったやり方も1つでありますし、もう管理報償金自体が難しくなって、地域ではもうボランティアで切りますよと、そういったお話になってくれば、そういった部分をまた町で管理する部分に戻していったりとか、その辺はまた今後検討していくことかなと考えております。

○9番（福永 啓君） 議会としても、採択している部分でもありますので、そのあたりについては早急な検討をお願いします。

次、76ページ及び54ページです。まず54ページから、これは200万円の河川維持工事費、それと53ページも同じく、先ほどちょっと質疑が出ました工事請負費、これで1,000万円程度です。そして、76ページ、これの委託料が500万円程度、600万円程度ありますが、これは全部ふるさと納税と書いてありますが、これは今の工事は、全ての予算において、予算総額がふるさと納税から出費されているのか、その一部がふるさと納税から出費されているのか、割合がわかれば教えてください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

歳入予算説明書の3ページを見てもらってよろしいでしょうか。ここの一番下のほうにふるさと応援基金繰入金と、項目があります。これがふるさと納税を活用した事業とい

うことで、今、福永議員が言われたのも全てふるさと納税で充当しております。

○9番（福永 啓君）　　というのは、先ほどの工事は災害対応部分も入るんですが、いわゆる単費、町のお金で全て行った工事ということでよろしいですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　　はい、議員のおっしゃるとおりです。

○議長（池田浩二君）　　ほかに質疑はありませんか。

○2番（井藤はづき君）　　2点お伺いします。1点目が、歳出予算説明書の59ページです。こちらに、浅の藪地区の防火水槽工事が出ていますけれども、こちらの説明をお願いします。

○総務課長（野口壮一君）　　今回、浅の藪地区の防火水槽工事ということで、班で定期的に点検を行う上で、6月末の点検において、防火水槽の約6分目ぐらいまではたまっていますけれど、満タンにしてもそこぐらいまで下がってしまうということで、老朽化等により漏水が発見されたということで、止水を目指す工事しております。中身のほうに塩ビシート防水を張り詰めて、最終的にはシーリングを行い、漏水を止めていくという工事になっております。

○2番（井藤はづき君）　　はい、わかりました。もう1つは、66ページに、カルチャーセンター改修工事とありますけれども、こちらの説明をお願いします。

○社会教育課長（緒方良成君）　　お答えします。

これは、当初予算のカルチャーセンターの工事費の増加になります。当初の予定では屋根の張り替え、カルチャーセンター西側の壁面の一部を補修するための工事費3,272万8,300円を計上していましたが、改修の実施設計を行うに当たって、建物全体の調査を改めて行った結果、新たに北側の壁面、それから北側の屋上に損傷が確認されたために、外壁の補修、北側の屋根の防水工事、天井パネルの張り替えの工事を追加計上したものです。

○2番（井藤はづき君）　　予想以上に痛んでいたというところだと思うんですが、今回のこの工事が終わったら、しばらくは大丈夫そうですか。

○社会教育課長（緒方良成君）　　この損傷でかなりの雨漏りが今しておりますので、この補修工事をすれば、雨漏りは抑えられると考えております。

○議長（池田浩二君）　　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君）　　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号、「令和3年度御船町一般会計補正予算（第6号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第18号 令和3年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
について

○議長（池田浩二君） 日程第2、議案第18号、「令和3年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号、「令和3年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第19号 令和3年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（池田浩二君） 日程第3、議案第19号、「令和3年度御船町介護保険事業特別会計補

正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号、「令和3年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第20号 令和3年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（池田浩二君） 日程第4、議案第20号、「令和3年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号、「令和3年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第21号 令和3年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（池田浩二君） 日程第5、議案第21号、「令和3年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（福永 啓君） 92ページ、公共汚水柵設置事業の1件当たりの単価が増加したためと書いてありますが、どの程度増加して、この金額になったのでしょうか。算定根拠をお知らせください。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

当初が1件当たり38万円です。変更が38万8,000円ということで、8,000円のアップということになりました。

○3番（宮川一幸君） 今の同じところですが、8,000円のアップで730万円も上がるということは、件数にとってはどういった感じか、その説明をお願いします。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

900件分になります。

○3番（宮川一幸君） すみません、これは件数は、900件に増えたんですか。

○議長（池田浩二君） 田中課長、休憩取りますか。

○環境保全課長（田中智徳君） はい。

○議長（池田浩二君） これより、11時まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○環境保全課長（田中智徳君） お答えします。

すみません。先ほど福永議員の質問の回答です。こちらのほう申し訳ありません。単価は8,000円アップと申しあげましたけれども、1件当たりの平均単価が、当初は38万円

で見ていたのが、76万8,000円ということで、あとは1件1件当たりの工事費用は、それぞれに延長なり掘削深なりが異なってきます。それで、宮川議員のお話の737万2,000円の増加ということは、当初見込んでいたものより、本管から宅内までの工事延長が伸びたとか、あとは掘削深が深くなったとか、そういうもので、今のところ予定が19件予定しております。現在済んでいるのが9件です。19件を見たところで、残りの工事費の足りない分というのが737万2,000円ということになります。

○9番（福永 啓君） 確認なんですけど、今の説明ですと、基本的に公共汚水桝自体が、そもそも38万円で計算していたんですけど、それが倍ぐらい、76万8,000円かかることになってしまったというのが1点、それプラス、引込みのところが長かったり短かったり、難しかったりするところの工事費が当初の予算よりもかかってしまったということで、総額で770何万円で、件数は20件程度、19件でしたか、ということよろしいわけですね。はい。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号、「令和3年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、作田健康づくり保険課長の発言を許します。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） 先ほど福永議員から風しん抗体検査の有効期限を間違っていて、令和3年度の3月31日と言いましたけれども、令和4年の2月28日ということで、延長しておりますので、その期間有効になりますので、このクーポン券をお持ちの方はぜひ受けていただくように、今後勧奨を行ってまいります。申し訳ありませんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第22号 令和3年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算  
(第1号)について

○議長(池田浩二君) 日程第6、議案第22号、「令和3年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田浩二君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田浩二君) 討論なしと認めます。

これから、議案第22号、「令和3年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算(第1号)について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長(池田浩二君) 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第23号 令和3年度御船町水道事業会計補正予算(第1号)について

○議長(池田浩二君) 日程第7、議案第23号、「令和3年度御船町水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田浩二君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田浩二君) 討論なしと認めます。

これから、議案第23号、「令和3年度御船町水道事業会計補正予算(第1号)について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。
お諮りします。

本日、清水総務文教常任委員長から、陳情第4号、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」の件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1号として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

陳情第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

ただ今より、追加日程を配布させます。

[追加日程 配布]

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第1 陳情第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について**

○議長（池田浩二君） 追加日程第1、陳情第4号、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」を議題とします。

清水総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員会委員長（清水 聖君） 総務文教常任委員会委員長より報告いたします。

陳情第4号について、令和3年9月3日午後1時より委員会室において、総務文教常任委員7名が出席し審議を行いました。審議では、固定資産税に係る特例措置や負担軽減措置制限について、詳しく理解しておきたいなどの意見がありました。

陳情に対する反対意見はなく、陳情第4号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、全会一致により採択とすることに決しました。本会議においても、委員長報告どおり御承認いただきますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

清水委員長、自席へどうぞ。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第4号、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。本件は、委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択と決定しました。

お諮りします。

清水総務文教常任委員長より、発議第4号、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案」の件が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

発議第4号を日程に追加し、追加日程第2として議題にすることに決定しました。

ただ今より、追加日程を配布させます。

[追加日程 配布]

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案について

○議長（池田浩二君） 追加日程第2、発議第4号、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○総務文教常任委員会委員長（清水 聖君） 発議第4号。

御船町議会議長、池田浩二様。令和3年9月17日。

提出者、御船町議会議員、清水聖。賛成者、御船町議会議員、増田安至。賛成者、御船町議会議員、中城峯雄。賛成者、御船町議会議員、森田優二。賛成者、御船町議会議員、田上英司。賛成者、御船町議会議員、宮川一幸。賛成者、御船町議会議員、井藤はづき。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案。

上記の議案を、御船町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

○議長（池田浩二君） 意見書案を本田議会議務局長に朗読させます。

○議会議務局長（本田隆裕君） 朗読します。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。

また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地にかかる固定資産税の課税標準額を令

和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素にかかる税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和3年9月17日。

衆議院議長、大島理森様。

参議院議長、山東昭子様。

内閣総理大臣、菅義偉様。

財務大臣、麻生太郎様。

総務大臣、武田良太様。

経済産業大臣、梶山弘志様。

内閣官房長官、加藤勝信様。

経済再生担当大臣、西村康稔様。

熊本県御船町議会。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（田上英司君） 私は総務文教常任委員の1人で、この意見書には賛成の立場ではありません。ただ、この意見書の2番、固定資産税の文言があるところなんですけど、前回も私は個人的にお尋ねしたんですが、「今回限りの措置として期限の到来をもって」という表記があります。これは、全国統一であれば当然一斉に元に戻すということになるかと思うんですが、期限の到来とはいつのことを指しておりますか。

○議長（池田浩二君） 田上議員、休憩をしてもよろしいですか。はい。

これより、11時40分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時25分 休憩

午前11時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○総務文教常任委員会委員長（清水 聖君） 先ほど、田上英司議員から質問がありました。

委員会の中でも一応ありました。そして今日資料もお配りしていると思いますけれども。

これは、令和4年2月1日までの期限、期限の到来と言われました。対象となっているのは、令和3年度の事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税、自治体への申告期限は令和4年2月1日までとなっております。期間は、令和4年1月4日から2月1日となっております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

清水委員長、自席へどうぞ。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案について」採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり提出することに決定しました。

これで、令和3年度第5回御船町議会定例会9月会議の議事日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、この後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、令和3年度第5回御船町議会定例会9月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時44分 休 会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員